

特殊支配同族会社の役員給与の 損金不算入制度

□制度の概要

平成18年度税制改正で創設された特殊支配同族会社（いわゆるオーナー企業）の役員給与の損金不算入制度は、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されています。

特殊支配同族会社とは、同族会社のうち、業務主宰役員グループの議決権等割合が90%以上で、かつ、常務従事役員割合が過半数を占める会社をいいます。

そして、特殊支配同族会社の業務主宰役員給与のうち、給与所得控除相当額は、損金不算入とされます。

□議決権等割合要件

業務主宰役員と業務主宰役員関連者（業務主宰役員グループ）が、①発行済株式総数の90%以上を有している場合、または、②役員を選任・解任に係る議決権、役員の報酬・賞与その他の業務執行の対価の決議に係る議決権等の90%以上を有している場合、が該当します。

なお、業務主宰役員グループ以外の者が有している議決権であっても、業務主宰役員グループと同一の内容の議決権を行使することに同意している場合には、その議決権は、業務主宰役員グループの議決権とみなされます。

□常務従事役員割合要件

業務主宰役員と常務に従事する業務主宰役員関連者が、常務に従事する役員総数の過半数を占める場合が該当します。

なお、業務主宰役員とは、同族会社の業務を主宰している役員（個人）で、1名です。同族会社の経営に決定権を有し、経営を行う代表取締役や社長が、これに該当するのが一般的ですが、名称ではなく、実質で判断することになります。

□業務主宰役員給与額

業務主宰役員給与額とは、業務主宰役員であった期間において支給される給与（退職給与を除きます）の額から、損金の額に算入されない



○7月1日は富士山の山開きです。日本は山の多い国ですが、国土地理院の2万5千分の1の縮尺地図に記載された約1万6700の山の中で、最も多い山の名前は、城山の276。次いで丸山の158（円山は18）。三番目は愛宕山で111。以下、権現山81。大平山77。高山75。大森山65。烏帽子岳52（烏帽子山は33）。飯盛山51。高倉山49と続く。



金額を控除した額をいいます。

また、給与所得控除相当額とは、原則として、所得税法の規定による給与所得控除額をいいます。

したがって、たとえば、業務主宰役員給与額が1,000万円であれば、給与所得控除相当額（損金不算入額）は220万円となります。

□適用除外

特殊支配同族会社に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、その事業年度は、この損金不算入制度は適用されません。

- (1) 基準所得金額（原則として、前3事業年度の所得金額と業務主宰役員給与額の合計額の年平均額）が800万円以下である場合
- (2) 基準所得金額が、800万円を超え、3,000万円以下で、業務主宰役員給与額が基準所得金額の50%以下である場合

□平成19年度改正

平成19年度税制改正で、この特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用除外の基準となる金額が800万円から1,600万円に引上げられました、

この改正については、平成19年4月1日以降に開始する事業年度から適用されることになっています。